

保険医療機関及び保険薬局の皆さんへ

診療報酬等明細書の「特記事項」欄の記載に関するお願い

令和3年8月6日付け事務連絡により厚生労働省から第三者行為に係る診療報酬等明細書等の記載等について、患者の疾病、負傷又は死亡が第三者による不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合は、診療報酬等明細書等の特記事項欄へ「10 第三」と記載するよう、周知文書が発出されました。

保険医療機関等においては、日々の診療活動の際、患者の疾病等が第三者行為によって生じたと認められる場合には、特記事項の記載漏れが生じないようにしていただく必要があるとされておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

<第三者行為の例>

- ・交通事故（自動車・自転車）
- ・歩行者同士の接触事故
- ・ゴルフ、スキーでの事故
- ・犬咬傷事故
- など

【本件に関する問い合わせ先】

千葉県国民健康保険団体連合会

業務課 求償係

電話 043-254-7356（直通）